

○厚生労働省告示第百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百一十一号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百一十四号）の一部を次のよつて改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1号「2,313単位」又は「2,323単位」に改め、回1の1の次に次のように加える。

1の2 初回加算

注 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算する。

別表第1の4号「（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）」を削り、回1の5の注1及び注2号「（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）」を削る。

別表第2号「301単位」又は「302単位」又は「703単位」又は「705単位」に改める。